

リスク分担保

種 類	内 容	負担者	
		隠岐の島町	指定管理者
管理施設、設備、備品等の維持管理			○
管理施設等の利用許可等			○
利用料金の徴収			○
事故・火災・災害等による施設の損傷及び被災者に対する責任	事故・火災・災害等に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○ (※1) (※2)	○ (※1)
施設の火災保険加入		○	
利用者等に係る保険の加入	施設賠償責任に係る保険の経費		○
物価変動	人件費、物品等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域等との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
書類の誤り	隠岐の島町が責任を持つ書類の誤り	○	
	事業計画書、収支予算書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	運営上必要な初期投資、資金の調達		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	一般的な法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
運営リスク	事故、災害による臨時の休館等	※協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時の休館等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部利用停止		○
施設・設備の損傷	事故、火災によるもの	※協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵によるもの		○
施設利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵にかかるもの		○
	上記以外のもの	※協議事項	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○ (※2)	

備品の購入	見積額 20万円未満のもの		○
	見積額 20万円以上のもの	○	
施設、設備の損傷	見積額 20万円未満のもの		○
	見積額 20万円以上のもの	○	
事業終了時の費用	指定管理業務期間が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合における撤収費用		○
包括的管理責任		○	

（備考）

※Ⅰ 第Ⅰ次責任は指定管理者が有するものとする。

※Ⅱ 災害等の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び追加費用が発生した場合は、当該費用につき合理性の認められる範囲内で隠岐の島町が負担する。ただし、指定管理者が付保した保険により補填された金額相当分については、隠岐の島町の負担に含まないものとする。